

別表（第3条関係）

（単位：円）

区分	対象大会	褒賞金の額
1 世界大会	・オリンピック競技大会 ・パラリンピック競技大会 ・世界選手権大会 ・ユニバーシアード ・その他上記に相当するものとして町長が認める大会	100,000
2 国際大会	・アジア競技大会 ・アジアパラ競技大会 ・世界大会のアジア予選会等の大会 ・その他上記に相当するものとして町長が認める大会	50,000
3 全国大会	・国民スポーツ大会 ・全国障害者スポーツ大会 ・公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が主催し、又は共催する全日本選手権大会等の大会 ・全日本実業団選手権、全日本社会人選手権、全日本クラブ選手権、全日本学生選手権及び全日本ジュニア選手権等の大会 ・全国健康福祉祭（ねんりんピック） ・日本スポーツマスターズ ・JOCジュニアオリンピックカップ ・全国高等学校総合体育大会 ・全国高等専門学校体育大会 ・全国中学校体育大会 ・全国スポーツ少年団競技別交流大会 ・その他上記に相当するものとして町長が認める大会	10,000

備考 同一の大会に複数種目で出場した場合であっても、褒賞金の額は変更しない。